

2023年8月10日

デイサービス事業者各位
関係団体各位

《最低賃金引き上げに対する介護報酬見直しについて》

一般社団法人日本デイサービス協会
理事長 森 剛士

来年 2024年(令和6年)は、診療報酬・介護報酬の同時改定が行われる重要な年度であり、今年度の社会保障審議会・介護給付費分科会の審議は慎重かつ現場の声が反映された場となる必要があります。当協会としても「通所介護事業の在り方」について「次期制度改正における通所介護事業の在り方に関する提言」として3月20日に発表いたしました。

2023年7月28日に中央最低賃金審議会でも2023年度の最低賃金(時給)の目安を全国平均1,002円にすることを決定しました。2022年度からの上げ幅(全国加重平均の上昇額)は「41円」となり、昨年度、過去最大といわれた31円を上回る引き上げ幅となっています。労働者の賃金向上についてはその必要性も理解し、出来る限り処遇改善していくように介護現場でも動いているところであります。

しかしながら、通所介護事業(地域密着型通所介護含む)の基本報酬単価は、2015年(平成27年)の改定では厳しい報酬単価の引下げがあり、以降も度重なる厳しい改定が続いています。合わせて昨今の物価高騰が続く中で特に送迎業務が基本サービスとされている通所介護においては他サービスに比べ、ガソリン代をはじめとしたエネルギー関連費用の負担がことさら大きいことが調査から明らかになりました。

価格の転嫁ができない公的介護事業においては他産業の賃金改善の流れとは逆行する形となり只でさえ担い手が不足している中、人材の流出も問題悪化に直結しておりますが現在なんの支援も受けられない中で大幅な最低賃金引き上げに伴い更に介護事業経営はひっ迫していくことが容易に想像できます。

持続可能な社会保障制度の維持には介護事業者およびそこで働く介護人材が必要であり安定的に経営していくことが働く介護従事者の安心を作るという観点からも 2024年改正前に補助金等の適切かつ迅速な支援を求めます。

合わせて今後も一定期間、要介護者は増大することが予測されており、これ以上の基本報酬単価のマイナスは需給バランスを大きく崩すこととなる懸念があることから、次期報酬改定において、在宅サービスの要の1つであり、通所介護事業の整備が社会保障費の抑制にも効果を期待されることから、通所介護事業の基本報酬単価については、再評価をお願いいたします。